

# 生物多様性条約－COP10からCOP15へ

2020年を目標年とする愛知目標は、IPBES地球規模アセスメントによる科学的な評価等を踏まえて見直され、生物多様性のための新たな国際枠組がCOP15（2020年／中国）で決定される。

2010 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を愛知県名古屋市で開催  
愛知目標(戦略計画2011－2020)採択／名古屋議定書採択

2012 生物多様性国家戦略2012-2020を閣議決定

2013 IPBES第1回総会(ボン・ドイツ)

2014 COP12(韓国・ピョンチャン):愛知目標の中間評価(GB04)

2018 COP14(エジプト・シャルムエルシェイク):新たな目標(「ポスト2020目標」)の検討プロセス採択

2019 IPBES第7回総会(フランス・パリ)  
生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント政策決定者向け要約の承認



国連生物多様性の10年

トランス  
フォーマティブ  
チェンジの  
必要性

## ポスト2020目標の検討プロセス

- ・ 公開ワーキンググループ (OEWG : ①2019/8+10位、②2020/2昆明、③2020/7カリ)
- ・ 地域別ワークショップ (アジア太平洋地域ワークショップを1月に名古屋で開催)
- ・ テーマ別ワークショップ
- ・ パートナー組織による会合 (ランドスケープアプローチに関する専門家テーマ別ワークショップを9月に熊本で開催)
- ・ 文書での意見募集 (日本からこれまで4回提出)
- ・ 条約補助機関会合 (2019/11 : SBSTTA23、2020/5 : SBSTTA24・SBI3) 等

2020 COP15(中国・昆明)  
ポスト2020国際枠組の採択及び関連する実施手段の検討

2021 次期生物多様性国家戦略の策定

# IPBES地球規模評価報告書(2019/5)のポイント

- 自然の寄与※2は世界的に劣化し、自然変化を引き起こす要因は過去50年間に加速。
- このままでは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的な目標は達成できず、目標達成に向けては(間接要因に働きかける)横断的な「社会変革(transformative change)」が必要。

①自然がもたらすもの(NCP)※2は世界的に劣化。

※2自然がもたらすもの(Nature's contributions to people)は、IPBESにおいて生態系サービスとほぼ同義の用語として使用。自然がもたらす負の影響も含まれている。

②自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に加速。  
地球規模で自然の変化に大きな影響を与えている、

## 直接的な要因

(1)陸と海の利用の変化、(2)生物の直接的採取、(3)気候変動、(4)汚染、(5)外来種の侵入

## 間接的な要因

(1)生産・消費パターン、(2)人口動態、(3)貿易、(4)技術革新、(5)地域から世界的な規模でのガバナンス

③このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。

しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変革(transformative change)により、2030年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性。

④社会変革(transformative change)を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できる。